

改正 平成19年11月10日 平成22年4月1日  
平成28年1月19日 平成28年4月1日

(目的)

第1条 東北医科薬科大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、東北医科薬科大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 規準第13条に定める本学の責務に関する事項
  - (2) 規準の運用、解釈に関する事項
  - (3) 規準の改廃に関する事項
  - (4) 公的研究費にかかる不正防止計画の策定・実施に関する事項
  - (5) 研究倫理に関する学長の諮問事項
  - (6) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者等に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。
- 3 委員会は、規準第13条第3項に定める苦情、相談等に対応するものとする。
- 4 委員会は、研究者等の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。
- 5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、次の者で構成し、学長が委嘱する。

- (1) 「人を対象とする研究」に関する倫理委員会委員長
  - (2) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長
  - (3) 動物実験委員会委員長
  - (4) 放射線安全委員会委員長
  - (5) 薬学部・大学院薬学研究科の教授から2名
  - (6) 医学部の教授から2名
  - (7) 人文・社会科学系の教授または准教授から2名
  - (8) 事務局長
- 2 学長は、必要に応じ委員会に出席するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、前条第5号に定める委員から学長が委嘱する。

(任期)

- 第5条 第3条第1号から第4号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第5号及び第6号に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。
- 3 前項にかかわらず、第2条第4項に規定する「重大な基準違反行為」に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

2 規準第10条に定める行為については、別に定める規程によるものとする。

(相談員)

第9条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため委員以外に研究倫理相談員(以下「相談員」という。)を置く。委員は、相談員を兼ねる。

2 相談員は、委員会委員、及び学長が委嘱する委員会委員以外の教員若干名をもって充てる。

3 委員以外の相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 相談員は、自己と利害関係を持つ事案に関与してはならない。

5 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

6 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要であると判断した場合は委員会を開催するものとする。

7 相談員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務部企画課が行う。

(その他)

第12条 委員会は、第9条に規定するもののほか、相談員に関する事項を定めることができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学運営会議において決定する。

附 則

この規程は、平成19年3月15日から施行する。

附 則 (平成19年11月10日)

この規程は、平成19年11月10日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月19日)

この規程は、平成28年1月19日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。